

明日香村新庁舎建設基本設計等業務プロポーザル審査委員会
設置要綱

(設置)

第1条 明日香村新庁舎建設基本設計等業務を委託するにあたって、プロポーザルの審査等を厳正かつ公平に行うため、明日香村新庁舎建設基本設計等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、明日香村新庁舎建設基本設計等業務プロポーザルに関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 技術提案書等の審査及び設計事業者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、設計事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって7人以内で組織する。

- (1) 明日香村村長
- (2) 明日香村副村長
- (3) 明日香村行政職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が必要と認める者

2 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には村長を、副委員長は委員長が指名したものを充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は、審査委員会を招集する時間的余裕がないと認められる事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月6日から施行する。
- 2 この要綱は、当該業務の契約が締結されたときにその効力を失う。